

(官民の人材交流の範囲を定める政令の一部改正)

第六条 官民の人材交流の範囲を定める政令（平成三十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号口中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第七条 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則 第二条第十三号中「第五号」を「第六号」に改める。

この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。

内閣総理大臣	安倍晋三
財務大臣	石田昌彦
文部科学大臣	麻生太郎
厚生労働大臣	根本匠
農林水産大臣	吉川貴盛
経済産業大臣	世耕弘成
国土交通大臣	石井啓一

健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第五号

内閣は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

健康増進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年一月二十四日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

健康増進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年一月二

○内閣府令第一号
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

府
令

内閣官房令

○内閣官房令第一号

職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条の規定を実施するため、職員の兼業の許可に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和四十一年總理府令第五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後
（権限の委任）	（権限の委任）	（権限の委任）

第五条 職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条第一項各号に掲げる職員で次に掲げるもの以外のものに関する兼業の許可及び職員が同条第二項に規定する職を兼ねる場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、当該職員の所轄庁の長に委任する。

〔一〇四 略〕

2 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる

職員で科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成三十年法律第六十三号）第二条第十二項の研究公務員であるものが同法第十七条第一項の共同研究等その他これに類する研究に従事する場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の权限は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所轄庁の長に委任する。

〔一〇四 略〕

2 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる

職員で研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十一項の研究公務員であるものが同法第十七条第一項の共同研究等その他これに類する研究に従事する場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所轄庁の長に委任する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

この内閣官房令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三